

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本会第216号  
令和5年3月1日  
宮城県警察本部長

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領の制定について（通達）

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱いについては、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱要領の改正について（通達）」（平成25年8月26日付け宮本会第829号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領を別添のとおり制定したので通達する。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

#### 1 旧通達からの変更点

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）が施行され、令和4年6月1日から犬猫等販売業者に対してマイクロチップの装着が義務化されたことに伴い、所要の整理を行った。
- (2) 犬、猫又は負傷動物以外の動物を拾得したとして申告を受けた場合において、当該動物が動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条の2に規定する特定動物及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物であるときの取扱いを追加した。
- (3) その他文言整理を行った。

#### 2 施行年月日

令和5年3月1日

## 別添

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 拾得

遺失物法（平成18年法律第73号）第2条第2項に規定する拾得をいう。

#### 2 遺失届

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に規定する遺失届をいう。

#### 3 負傷動物

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第36条第1項に規定する疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物をいう。

#### 4 保健所等

動物愛護法第35条第1項の規定による犬若しくは猫の引取り又は同法第36条第2項の規定による負傷動物の収容を行う行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第41条第1項に規定する保健所及び同条第4項に規定する支所並びに仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第80号）第30条第3項の動物管理センターをいう。

### 第3 拾得の取扱い

#### 1 犬又は猫を拾得したとして申告を受けた場合

##### (1) 遺失届の確認等

犬又は猫を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、動物愛護法第39条の2第1項に規定するマイクロチップ（以下「マイクロチップ」という。）等が付いているときは、所有者又は飼い主（以下「所有者等」という。）を調査すること。

##### (2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、遺失物法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

##### (3) 保健所等の引取りの確認

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、当該拾得者に対し動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による保健所等の引取りを求めるかどうかを確認すること。

##### (4) 引取りを求めた場合等の措置

前記(3)の規定による確認の結果、拾得者が保健所等の引取りを求めたときは、

当該拾得者に保健所等の連絡先を教示するほか、当該拾得者から代わりに引取りの通報を行うよう依頼されたときは、保健所等への通報をすること。この場合において、保健所等が引き取るまでの間、当該犬又は猫を一時的に預かるとともに、犬・猫等一時預り控書（別記様式第1号）及び犬・猫等一時預り書（別記様式第2号）を作成の上、犬・猫等一時預り書を拾得者に交付すること。

(5) 引取りを求めない場合の措置

前記(3)の規定による確認の結果、拾得者が保健所等の引取りを求めず、かつ、遺失物法に基づく所有権を取得するために当該犬又は猫の保管に応じたときは、遺失物法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱うこと。

(6) 前記(5)の規定による物件の提出を受け、遺失物法第9条に規定する売却等、同法第10条に規定する処分又は民法（明治29年法律第89号）第240条に規定する拾得者の所有権の取得に至った場合は、拾得者等に対して、次の義務等に基づく所有権取得後の手続等の確認のため、環境大臣指定登録機関への連絡を促すなどして、後日紛議が生じないようにすること。

ア 犬又は猫にマイクロチップが装着されていない場合は、動物愛護法第39条の2第2項の規定により、所有権取得者はマイクロチップの装着に努める義務があること。

イ 犬又は猫にマイクロチップが装着されている場合は、動物愛護法第39条の6の規定により、所有権取得者は所有者の情報を登録する義務があること。

2 負傷動物を拾得したとして申告を受けた場合

(1) 遺失届の確認等

負傷動物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、マイクロチップ等が付いているときは、所有者等を調査すること。

(2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、遺失物法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

(3) 保健所等への通報の説明及び通報を依頼された場合の措置

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、拾得者に対して動物愛護法第36条第1項の規定による保健所等への通報をするように説明すること。また、拾得者から通報を行うよう依頼されたときは、保健所等への通報をすること。この場合において、保健所等が収容するまでの間、当該負傷動物を一時的に預かるとともに、犬・猫等一時預り控書及び犬・猫等一時預り書を作成の上、犬・猫等一時預り書を拾得者に交付すること。

3 職務中に犬、猫又は負傷動物を拾得した場合

(1) 遺失届の確認等

警察職員が職務中に犬、猫又は負傷動物を拾得したときは、遺失届を受けているかどうかを確認するとともに、鑑札、迷子札、マイクロチップ等が付いているときは、所有者等を調査すること。

(2) 所有者等への返還

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明したときは、遺失物法の定めにより拾得した物件として取り扱い、所有者等に返還すること。

(3) 保健所等への通報

前記(1)の規定による確認及び調査の結果、所有者等が判明しないときは、保健所等に対し動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による引取りを求め、又は同法第36条第1項の規定による通報を行うこと。この場合において、犬・猫等一時預り控書を作成すること。

4 保健所等への照会及び引渡し

(1) 保健所等への照会

遺失物法第4条第1項又は同法第13条第1項の規定に基づき、犬、猫又は負傷動物の提出を受けたときは、保健所等に対し当該犬若しくは猫、負傷動物の問合せがないかどうかを照会すること。

(2) 保健所等への引渡し

動物愛護法第35条第3項において準用する同条第1項の規定による引取りを求めたとき、又は同法第36条第1項の規定による通報を行ったときは、速やかに、当該犬、猫又は負傷動物を保健所等に引き渡すこと。

なお、保健所等に負傷動物の収容を求める連絡を行う際には、必要に応じ、当該保健所等から応急処置等に関する助言を受け、適切に対応すること。

第4 犬、猫又は負傷動物の遺失届の取扱い

1 提出物件の有無等の確認

犬、猫又は負傷動物に係る遺失届を受けたときは、施行規則第7条に規定する措置を講じるとともに、当該遺失届に該当する犬・猫等一時預り控書がないかどうかを確認すること。

2 保健所等への情報の提供

前記1の規定による確認の結果、該当する犬・猫等一時預り控書がなかったときは、遺失者に対し引取り又は収容の可能性がある保健所等の窓口を教示すること。また、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を保健所等に通報すること。

第5 犬、猫又は負傷動物以外の動物の取扱い

1 遺失届の確認

犬、猫又は負傷動物以外の動物を拾得したとして申告を受けたときは、遺失届を受けているかどうかを確認すること。

2 所有者等への返還

前記1の規定による確認の結果、遺失届がある場合は、遺失物法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱い、所有者等に返還すること。

3 特定動物又は特定外来生物への該当の有無の確認

前記1の規定による確認の結果、遺失届がない場合において、当該動物が動物愛護法第25条の2に規定する特定動物又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下これらを「特定動物等」という。）であるときは、遺失物法第

35条第1号の「法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当するため、特定動物等の該当の有無について、環境省ホームページ等で確認すること。

また、特定動物等であるか否か判断がつかない場合は、特定動物にあつては保健所等に、特定外来生物にあつては東北地方環境事務所に確認を依頼するとともに、該当する場合は許可の有無の確認及び所有者の氏名、連絡先等の確認を依頼すること。

#### 4 所有権を取得するために当該動物の保管に応じた場合等の措置

前記1の規定による確認の結果、遺失届がない場合において、拾得者が遺失物法に基づく所有権を取得するために当該動物（特定動物等を除く。）の保管に応じたときは、遺失物法の定めにより拾得した物件の提出を受けたものとして取り扱うこと。

#### 5 所有権を放棄する場合の措置

前記1の規定による確認の結果、遺失届がなく、拾得者が遺失物法に基づく所有権を放棄したときは、保健所等又は東北地方環境事務所から当該動物の保管方法等について技術的助言を求めるとともに、適切な保管委託先についての紹介を受けること等により、当該動物を適切に保管すること。

#### 6 処分する場合の措置

遺失物法第10条の規定により当該動物（特定動物等を除く。）を処分する場合には、遺失物法施行令第4条第1項ただし書の規定に基づき、引き渡すことが適当と認められる者への引渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つことのいずれかの方法によって行うこと。

また、法令の範囲内で同種の野生動物の生息地において放つ場合は、動物（特定動物等を除く。）の種類によっては、その処分方法により生態系が崩れるおそれがあることなどから、保健所等に助言を求めること。

別記様式第1号

【警察署控】

署長	副署(次)長	会計官	課長	係長	主任	係

犬・猫等一時預り控書

預り日時	年 月 日 午前・後 時 分	警察署 交番・駐在所
		取扱者氏名
日時 発見 場所	年 月 日 午前・後 時 分頃	にて保護
届出者 住所・氏名	住所 フリガナ 氏名	電話番号その他の連絡先
種類	特徴等	
犬 ( 猫 ( その他 (	性別	オス・メス・不明
	色等	
	首輪、チェーン等 有無	
	鑑札、迷子札、マイクロチップ等 有無	
引渡し の依頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。 氏名	
受領 の確認	動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。 警察署 官職・氏名	
備考		
都道府県等 への引渡し の日	年 月 日	引渡しをした都道府県等の機関等

別記様式第2号

【交付用】

犬・猫等一時預り書

預り日時	年 月 日		警察署 交番・駐在所	
	午前・後 時 分		取扱者氏名	
日時 発見 場所	年 月 日 午前・後 時 分頃  にて保護			
届出者 住所・氏名	住所 フリガナ ..... 電話番号その他の連絡先 氏 名			
種 類	特 徴 等			
犬 ( ) 猫 ( ) その他 ( )	性 別		オ ス ・ メ ス ・ 不 明	
	色 等			
	首輪、チェーン等		有 無	
	鑑札、迷子札、マイクロチップ等		有 無	
引渡し の 依 頼	上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって都道府県等に引き渡すようお願いします。  氏 名			
受領 の 認 確	動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、上記の動物を預かりましたので、あなたに代わって都道府県等に引渡しをします。  警 察 署 官 職 ・ 氏 名			
備 考				